

## 県への要望について

## 【平成28年10月5日付のヘイトスピーチに係る提言書(抜粋)】

## 5 生駒市における対応について

## (4) 県への要望

被害を受けた市民からの申出を受け、当該言動がヘイトスピーチに該当するかどうかを判断し、さらに、当該言動を行った団体等の名称を公表するといった対応も、ヘイトスピーチによる被害を解消するための施策として考えられる。もっとも、当市を含めた県下自治体における被害状況等に鑑みした場合、このような施策については奈良県において検討されるのが適当であると考えられる。

したがって、当市としては、奈良県に対し、同趣旨の要望をすべきである。

## 【経過】

- ・ 県市長会へ要望しようとしたが、予算関係のみのため、3月に近畿市長会へ要望書を提出した。
- ・ 近畿市長会へ要望書を提出した結果、平成29年5月18日の総会で承認後、全国市長会及び各関係省庁へ要望されました。

## 【近畿市長会の要望(抜粋)】

「平成30年度人権施策並びに予算に関する提言・要望」

『ヘイトスピーチによる差別扇動・差別を助長する人権侵害に当たる行為に対し、いわゆる「ヘイトスピーチ解消法」が施行されたが、今後は、被害者を救済するため、附帯決議を踏まえ、インターネットを通じて行われる差別的言動を助長し又は誘発する行為の解消に向け、記事の削除や加害者の公表など、より実効性ある法制度の早期確立と積極的な周知を図り、地方公共団体が果たすべき役割を着実に実行できるよう、必要かつ十分な予算措置を講じるとともに、市単独での対応が困難な事項については、地方公共団体の広域連携の支援策を講じること。また、人権侵害事象の早期解決が図られるよう同法に定める差別的言動の基準及びガイドラインを早期に作成すること。さらに、相談体制について国との役割分担を明確にし、相談体制の充実や教育活動及び啓発活動の推進を図るとともに、必要かつ十分な財政措置を講じること。』

以上要望する。

平成29年5月  
近畿市長会